USPTO、個人出願人等による初回出願の早期審査試行プログラムを終了

2025年3月7日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

USPTOは、3月7日、個人・極小規模事業体（micro entity）が初めて特許出願する際に審査を迅速に行う試行プログラム（ First-Time Filer Expedited Examination Pilot Program）[1]を 2025 年 3 月11日に終了させる旨を報告した[2]。

USPTOの報告によれば、2023年3月9日から開始された試行プログラムにおいて、2025年3月4日までに申請された393件の出願に対して早期審査が行われた。

試行プログラムの終期について、当初は2024年3月11日またはプログラムの対象案件が1000件に達する日のいずれか早い日までとされていたが、１年間延長された形で終了することになる。

なお、早期審査に関連して、USPTO は、地球温暖化関連発明を対象に早期審査を行う試行プログラム[3]についても、2025年1月28日から新たな申請の受理を中断している[4]。

この試行プログラムは、2023年6月6日から開始され、2027年6月6日または受理件数が4000件に達する日のいずれか早い日まで実施されることとされている。USPTOの報告によれば、2025年1月7日時点で、この試行プログラムに対して1399件の申請が行われ、898件が対象案件として受理されている。

知的財産関係者からは、この試行プログラムの中断について大統領令[5]の影響を示唆する声があるが、USPTOは詳細について明らかにしていない。

（以上）

[1] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2023/20230317.pdf
[2] https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/usptos-first-time-filer-expedited-examination-pilot-program-expire-march-11
[3] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20220608.pdf
[4] https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-related-notices/climate-change-mitigation-pilot-program
[5] https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/putting-america-first-in-international-environmental-agreements/